ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　一次審査に関する申請書及び資料（以下、「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　段階的選抜方式による総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を60点とする。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～60点の範囲で「加算点」を与える。

ウ　一次審査に関する事項　上記２の条件をすべて満たす者のうち、次の評価項目について評価基準に従って評価点を与え、審査評価点合計の上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）を選抜する。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、北海道開発局営繕部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合は、一次審査の評価対象とする。

一次審査の評価項目

㋐　企業の工事実績

㋑　配置技術者の工事経験

㋒　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

エ　二次審査に関する事項　一次審査により選抜された者のうち、下記４⑸の期間内に以下の項目の施工計画を提出した者について評価及び判定し、加算点を与える。

二次審査の評価項目

「躯体の品質向上に資する施工方法の具体的な取り組みとその効果」

オ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

㋐　品質確保の実効性

㋑　施工体制確保の確実性

カ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局・担当者　〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎 北海道開発局営繕部営繕管理課契約係　電話（代表）011―709―2311（内線5715）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、平成29年５月18日から平成29年９月４日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く毎日、９時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

⑶　一次審査に関する申請書等の提出期間、場所及び方法　平成29年５月18日９時00分から平成29年５月30日14時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成29年５月18日９時00分から平成29年５月30日14時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑷　一次審査結果の通知　本工事の一次審査に係る評価の結果は、平成29年６月９日に通知する。

⑸　二次審査に関する書面及び見積書の提出期間、場所及び方法　平成29年６月12日９時00分から平成29年７月13日16時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成29年６月12日９時00分から平成29年７月13日16時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成29年５月18日から平成29年９月４日まで（利付国債の提供の場合は平成29年８月21日まで）〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局営繕部営繕管理課契約係　電話（代表）011―709―2311（内線5715）へ持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑺　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

ア　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成29年９月４日12時00分。

イ　持参、郵送又は託送による入札の受領期限は、平成29年９月４日12時00分。提出先は、北海道開発局営繕部営繕管理課契約係　開札は、平成29年９月７日10時00分　北海道開発局入札執行室にて行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行札幌支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局）又は銀行等の保証（取扱官庁　北海道開発局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行札幌支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道開発局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。